

# 碧南市教育委員会 3 月定例会議事日程表

令和 8 年 3 月 1 9 日 (木)  
午後 2 時～  
碧南市役所 4 階 庁議室

---

1 開会の辞

2 教育長報告

3 前回会議録の承認について

4 議 案

(1) 協議事項

- ア 一般財団法人へキナンシティカンパニー補助金交付規程の制定について (資料 1)  
(庶務課)
- イ 碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業実施規程の制定について (資料 2)  
(庶務課)
- ウ 碧南市私立高等学校等授業料等補助金交付規程の廃止について (資料 3)  
(庶務課)
- エ 碧南市部活動地域移行検討委員会設置規程の一部改正について (資料 4)  
(学校教育課)
- オ 令和 8 年度職員の人事異動について (当日資料)  
(教育部)

(2) その他

- ア 各課報告
- イ 今後の予定
  - (ア) 市制記念式典 4 月 5 日 (日) 午前  
芸術文化ホール
  - (イ) 西三河地方教育事務協議会会議、教育委員代表者会議 (大村委員)  
4 月 1 5 日 (水) 午後 3 時から  
西三河総合庁舎
  - (ウ) 4 月定例会 4 月 2 3 日 (木) 午後 2 時から  
碧南市役所 4 階 庁議室

5 閉会の辞

## 教育長 活動報告

月 日	曜日	行 事	場 所
2月27日	金	碧南高校卒業証書授与式（全日制）	文化会館
3月1日	日	碧南市民駅伝大会	臨海公園ドーム
3月2日	月	教育論文表彰式	教育委員会室
3月3日	火	本会議（2日目）	議場
3月4日	水	本会議（3日目）	議場
3月5日	木	本会議（4日目）	議場
3月5日	木	予算審査特別委員会	議員大会議室
3月6日	金	中学校卒業式	新川中学校
3月6日	金	臨時教育委員会	教育委員会室
3月6日	金	表敬訪問（MOA美術館全国児童作品展入賞報告）	応接室A
3月10日	火	総務文教委員会	議員大会議室
3月10日	火	総務文教部会	議員大会議室
3月10日	火	水族館2階展示エリアオープニングセレモニー	水族館
3月10日	火	表敬訪問（日本クラブユース女子サッカーチャレンジカップU-18結果報告）	応接室A
3月11日	水	校長会	文化会館
3月11日	水	教頭会	文化会館
3月12日	木	碧南市スポーツ推進審議会	臨海体育館
3月12日	木	表敬訪問（バトントワーリング全国大会結果報告）	応接室A
3月13日	金	社会教育委員会議	文化会館
3月14日	土	令和8年度碧南市少年少女発明クラブ入会式	文化会館
3月14日	土	珠算優良生徒表彰式	商工会議所
3月17日	火	総務文教分科会	議員大会議室
3月18日	水	美術館協議会	美術館
3月19日	木	小学校卒業式	大浜小学校
3月19日	木	定例教育委員会	庁議室
		総合教育会議	庁議室

教育長 活動予定

月 日	曜日	行 事	場 所
3月24日	火	予算審査特別委員会	議員大会議室
3月26日	木	本会議（5日目）	議場
3月28日	土	消防団・消防予備隊入隊式	文化会館
3月31日	火	辞令交付式（退職者、退職教員、昇任者、新規派遣職員）	大会議室等
4月1日	水	辞令交付式（新規採用職員、派遣終了職員、管理職教員、転任教職員、転入・新規採用教職員、新規採用医師）	大会議室等
4月1日	水	年度始め式	大会議室
4月1日	水	辞令交付式（新規採用医師）	応接室A
4月2日	木	新就職者を励ます会	商工会議所
4月5日	日	市制記念式典	芸術文化ホール
4月7日	火	青少年育成推進員連絡会	文化会館
4月10日	金	校長会	議員大会議室
4月10日	金	スポーツ推進委員会	市内
4月11日	土	平和祈念祭	明石公園
4月12日	日	碧南市レクリエーション協会総会	臨海体育館
4月14日	火	市議会臨時会	議場
4月14日	火	教頭会議	談話室3
4月15日	水	交通安全春大監視	伏見屋交差点
4月15日	水	校長会	議員大会議室
4月15日	水	西三河地方教育事務協議会	西三河総合庁舎
		西三河教育委員代表者会議	西三河総合庁舎
4月16日	木	東海北陸都市教育長協議会定期総会・研究大会	金沢市
4月17日	金		
4月21日	火	交通安全都市推進協議会総会	会議室1
4月23日	木	定例教育委員会	庁議室

## 碧南市教育委員会 2月定例会 会議録

1 日時 令和8年2月26日（木） 午後2時から午後3時34分まで

2 場所 碧南市役所4階 庁議室

3 出席者

### (1) 教育委員

委員 大村 幸、委員 岡本 明弘、委員 榊原 京子、委員 深津 茂樹、  
教育長 小澤 徹

### (2) 事務局職員

教育部長 岡本 和雄、庶務課長 松野 盛高、学校教育課長 鎌谷 祥行、  
生涯学習課長 金原 厚夫、文化財課長兼藤井達吉現代美術館副館長 山田 光則、  
藤井達吉現代美術館副館長 木村 理恵子、スポーツ課長 中嶋 忠彦、  
海浜水族館長 地村 佳純、庶務課庶務係長 齋藤 堂晴

4 傍聴者 0人

5 議案

### (1) 協議事項

- ア 碧南市教育委員会事務局等处務規則の一部改正について
- イ 碧南市藤井達吉現代美術館の管理に関する規則の一部改正について
- ウ 碧南市教育委員会職員服務規程の一部改正について
- エ 令和8年度学校教育の指導方針並びに学校経営の努力目標について
- オ 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について【秘密会】

### (2) 報告事項

- ア 令和8年度策定碧南市実施計画について
- イ 令和8年度教育委員会各課主要事業について
- ウ 令和7年度3月補正予算（案）について

### (3) その他

6 会議の概要

日程第1 開会の辞

日程第2 教育長報告

教育長が資料に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

### 日程第3 前回会議録の承認について

〈意見・質疑なし〉

事務局より会議録署名者に榊原京子委員と深津茂樹委員を指名し、事務局案で承認された。

### 日程第4 議案

協議事項ウ 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項により非公開とすることで決定。最後に審議することとした。

協議事項ア 碧南市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について

協議事項イ 碧南市藤井達吉現代美術館の管理に関する規則の一部改正について

協議事項ウ 碧南市教育委員会職員服務規程の一部改正について

協議事項アからウまで内容が関連しているため、文化財課長が資料1から3までを一括して説明した。

〈意見・質疑〉

深津委員 生涯学習課の中に無我苑を入れて、美術館は課と同等の扱いとなるということですか。

教育部長 そうです。

深津委員 その中に文化財課があったのですね。

教育長 一緒の場所で仕事をしているので、一つにするというものです。無我苑が生涯学習課に移動するというかたちです。

岡本委員 市史の仕事も美術館の事務分掌になるのですか。

教育部長 これまでは、文化財課の市史資料室が事務を行ってきました。今回の改正で、文化財係が美術館の中に配置されることになり、市史資料室はそのまま文化財係の事務分掌になります。

文化財課長 市史資料調査室は文化財課に所属しますが、公所ではありません。これからの所属は美術館となりますが、仕事自体はこれまでどおり中部分館にて行うこととなります。

岡本委員 資料がたくさんありますし、どうなってしまうのかと思いました。そういう意味なのですね。

審議の結果、一括して承認された。

協議事項エ 令和8年度学校教育の指導方針並びに学校経営の努力目標について  
学校教育課長が資料4に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

岡本委員 朝食欠食率が、小学生は0パーセントを目標にするけれども、中学生は3パーセント以下になるようにする、というのは、中学生には言っても無駄だからという考えによるものでしょうか。

学校教育課長 目標数値のことですね。なるべく達成できるような数値設定をしたところで、なかなか小学生よりも中学生の方が朝食を抜いている子が多い実態の中で考えられたものです。

教育長 食べなくてもいいというわけではないですね。

岡本委員 組織として、なぜ数値に差をつけたのかなと考えたのですが、実情を考えたということですね。

榊原委員 GIGAスクール構想に伴う1人1台端末について、構想が始まって5、6年経つと思うのですが、そろそろ職員皆さんも子ども達も慣れてきていると思います。最初に取り組んできた事柄が毎年毎年変わらず進められているのか、アップデートされているのか、教育内容、対策等の進捗状況はいかがでしょうか。

学校教育課長 1人1台端末は、最初の導入から5年経過しています。導入時に起こっていた課題への対応から発展的に変わってきています。

市の教育研究室では、タブレットを使って子ども達が話し合いを深めていく、考えを深めていくような活用の仕方を研究しています。

ただ「たくさん使えるようになる」というところから、「質の高い活用をどのようにしていくと良いか」というところにシフトチェンジしてきていると考えています。

榊原委員 ありがとうございます。

教育長 GIGAスクール構想がこれで2期目に入りますので、4月から新しい機械が導入されます。

最初は触ることを重視して、慣れましょうというところから、いかに授業で活用するか、子ども達が自分たちでこの場面で使えばいいと考えてもらい、道具として使ってくれるというのがGIGAスクールの方向性です。本当に必要な場面で使い、よりよい活用方法を探っていくというのが今後の課題ですね。

岡本委員 旗振り役というのは教育委員会のどこのセクションになりますか。

学校教育課長 学校教育課の情報教育の担当指導主事が行っています。

岡本委員 全体の方針があって、それを各学校長へ伝えているのですか。毎年変わってくるものなのでしょうか。

学校教育課長 タブレットの運用に関して、共通に行わなければならないことについては通知していますが、質を高めていくことに関しては、各学校にお任せしています。

その中で良い事例については、市全体に還元していく取組は行っています。情報教育推進委員会という各学校から1名教員が出てきて話し合う組織もありますので、共通理解を図っていくということも行っています。

教育長 最初はタブレットを持って帰っていませんでした。タブレット保管庫というのが各学校にあってそこに下校時に入れておいて、次の日には40台くらい充電できるという設備があったのですが、今は家でも活用したいという子が出てきています。必要に応じて持って帰ることも認めていますし、自分でドリル、調べものを行う活用方法も各学校がこの1、2年で取り組んできてくれています。

岡本委員 市内の中学校で一緒に授業を行ったり、東京の学校と共同授業を行うような構想はないですか。

学校教育課長 今のところ市ではないです。今後発展的に行っていく可能性はありますが、学校教育課からやれという指示は出していません。

教育長 エジプトとオンラインでつないで授業を行ったことはありま

す。エジプトの日本人学校に行っている先生がいて、エジプトの様子を伝える授業をしました。途中で回線が切れてしまいましたが。距離的な問題は解消できる部分がありますので、今後広がっていくことを期待しています。

大 村 委 員 家 家に持ち帰るのは子どもの希望ですか。

教 育 長 子どもの希望もありますが、授業で自分なりにレポートをまとめたり、プレゼンテーションを作りましょうという課題が出た場合に、自宅でやりたいという子は、持って帰れるという環境を作っています。

他市では、強制的に持って帰って充電してきなさいというところもあります。

審議の結果、承認された。

報告事項ア 令和8年度策定碧南市実施計画について

庶務課長が資料5に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

審議の結果、了承された。

報告事項イ 令和8年度教育委員会各課主要事業について

各課課長が資料6及び別添資料に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

岡 本 委 員 予算の関係で、表の見方として、小学校費が令和7年度に比べて減額しました、中学校費が増額しました、教育総務費がぐっと増えましたというような様子になっていますが、これはいろいろ入れ替えをしているのですか。

庶 務 課 長 まず、小学校費については、今年度西端小学校と大浜小学校でトイレ改修を行いましたので予算が嵩んでいますが、8年度については、ゼロ円査定になっていますので、大幅な減少になっています。

また、中学校については、8年度については体育館の空調を設置していきますので、予算が増えています。

教 育 部 長 教育総務費は、株式会社ヘキナンシティカンパニーに市が給

食の調理を委託していましたが、もともと保健体育費に3億円程度入っていましたが、今回補助金を出すということでそのまま教育総務費の方に乗ってきたというイメージです。

岡本委員 小学校のトイレ改修は終わりましたということでいいのですよね。

庶務課長 残念ながら、鷺塚小学校だけ残っている状況です。

岡本委員 終わったので、長寿命化が凍結されたと思っていました。

教育長 予算要望でおっしゃっていただいていたのですが、安全対策として空調の工事が優先されている状況です。

大村委員 医療的ケア児について、実施場所が学校の敷地内と書いてあるので、修学旅行や校外学習では利用できないということですか。

庶務課長 訪問する看護師の承諾いかんによりますが、出先でも教育課程の範囲内であれば実施は可能です。例えば、県外へ行くというときに実際それが叶うかは難しいかもしれませんが。

深津委員 今年の愛知県で一番大きい行事としてはアジア競技大会だと思うのですが、ここにある事業は市単独の予算によるものでしょうか。県から特に援助を受けてということではないのでしょうか。

スポーツ課長 ここに記載してあるのは、全て市からの持ち出しの予算です。今年度は、先日開催した浅尾美和さんによるトークショーは、アジア大会実行委員会で実施したもので、県からの補助金によるものでしたが、来年度におきましては、補助金の予定はありません。

さらに、一番下に記載の仮設負担金を会場市は負担しなければならないという、持ち出しが出ていく一方です。負担以上のレガシーが残るということでご了承ください。

庶務課長 補足ですが、給食について大会を盛り上げるということで100万円をいただいてアジアの料理を提供する予定となっています。7月から大会が終わってからもですが、12月まで料理

を提供する予定です。

教 育 長 市内の小中学校も全部ではないですが、大会の見学の予定はあります。

深 津 委 員 ここまでいくと、成功するということですよ。

教 育 長 お客さんは来るといふ風に読んでいます。

スポーツ課長 世界的なイベントですので、アジア中からたくさんの方がお越しいただけると思っています。

教 育 長 ぜひ教育委員の皆さんも観に行ってくださいと良いと思います。ただ、暑いです。

スポーツ課長 今日からチケットが先行販売しております。興味のある方はぜひお願いします。ビーチバレーの会場は上限で1,200席という予定でいるそうですので、早く買わないと売り切れてしまうかもしれません。

教 育 長 決勝戦は値段が高いですよ。

スポーツ課長 予選は1席2,500円で、1日中自由席で見放題です。

教 育 部 長 準々決勝で500円上がって3,000円です。準決勝は3,500円、決勝戦は4,000円か4,500円だったと思います。

教 育 長 予選は、券1枚で何試合も観られるですよ。

スポーツ課長 1日4試合か6試合だったか。ただ、暑い可能性はあります。一生に一度のアジア競技大会の地元開催だと思いますので。

教 育 長 大浜小学校の児童はプレ大会を観に行ったんですよ。小学校の子たちはすごく盛り上がったそうです。体育館で観るよりも近いですよ。

審議の結果、了承された。

報告事項ウ 令和7年度3月補正予算（案）について

関係課長が資料7に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

審議の結果、了承された。

《午後3時15分 休憩》

《午後 3 時 2 0 分 再開》

競技事項オ 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 4 条第 7 項により非公開とし、秘密会として進行。

(午後 3 時 3 4 分 閉会)

以上のおり会議録を作成して、署名する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

委員

委員

協議事項ア 一般財団法人へキナシティカンパニー補助金交付規程の制定について  
(庶務課)

1 制定の理由

一般財団法人へキナシティカンパニー補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるため、新たに訓を制定する。

2 制定の概要

(1) 交付の目的（第 2 条関係）

この補助金は、一般財団法人へキナシティカンパニー（以下「カンパニー」という。）の運営に要する経費を助成することにより、法人の運営及び事業の充実を図ることを交付の目的とする。

(2) 補助対象事業（第 3 条関係）

補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が行うカンパニーの管理及び運営に係る事業とする。

(3) 補助対象経費（第 4 条関係）

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、カンパニーを運営するために必要な報酬、諸手当、賃金、法定福利費及び退職共済掛金とする。

(4) 補助金の額（第 5 条関係）

補助金の額は、（3）の補助対象経費の合計額を限度とし、市の予算の範囲において定める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

碧南市訓第●●号

庁 中 一 般

一般財団法人へキナンシティカンパニー補助金交付規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月●●日

碧南市長 小 池 友 妃 子

一般財団法人へキナンシティカンパニー補助金交付規程

(趣旨)

第 1 条 一般財団法人へキナンシティカンパニー補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第 2 8 号）に定めるもののほか、この訓の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 補助金は、一般財団法人へキナンシティカンパニー（以下「カンパニー」という。）の運営に要する経費を助成することにより、法人の運営及び事業の充実を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が行うカンパニーの管理及び運営に係る事業とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、カンパニーを運営するために必要な報酬、諸手当、賃金、法定福利費及び退職共済掛金とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額を限度とし、市の予算の範囲において定める。

附 則

この訓は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

協議事項イ 碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業実施規程の制定について（庶務課）

## 1 制定の理由

医療的ケア児の保護者の負担を軽減するとともに、医療的ケア児の学習環境の確保を図り、及び自立を促すため、医療的ケア児に対し、学校において医療的ケアに係る訪問看護を提供する碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業（以下「事業」という。）を実施するため、新たに規程を制定する。

## 2 制定の概要

### (1) 定義（第2条関係）

#### ア 児童等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されているものをいう。

#### イ 保護者

学校教育法第16条に規定する保護者であって、市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されているものをいう。

#### ウ 医療的ケア

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項に規定する医療的ケアであって、短時間かつ定時の対応により終了するものをいう。

#### エ 医療的ケア児

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項に規定する医療的ケア児であって、児童等に該当するものをいう。

#### オ 学校

学校教育法第1条に規定する小学校及び中学校をいう。

#### カ 訪問看護事業所等

健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する病院及び診療所並びに第89条第1項に規定する訪問看護事業所をいう。

#### キ 訪問看護

訪問看護事業所等の看護師又は准看護師が行う療養上の世話をいう。

(2) 実施主体（第 3 条関係）

ア 事業の実施主体は、碧南市とする。

イ 市長は、この事業を適切に行うことができると認められる訪問看護事業所等に事業を委託することができる。

(3) 対象者（第 4 条関係）

事業の対象となる者は、学校に通う医療的ケア児（本人又は学校の職員等が処置できる医療的ケアのみを必要とする者を除く。以下「対象児童等」という。）の保護者とする。

(4) 事業内容等（第 5 条関係）

ア 事業は、教育課程（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 50 条の規定により編成された小学校の教育課程及び同規則第 72 条の規定により編成された中学校の教育課程をいう。）の実施に際して対象児童等に対し、医療的ケアに係る訪問看護を提供するものとする。

イ アにより提供する訪問看護の回数は、対象児童等 1 人につき 1 日 5 回を限度とする。

(5) 利用の申請（第 6 条関係）

事業を利用しようとする者は、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ教育委員会に提出しなければならない。

ア 対象児童等の主治医が作成した医療的ケアの指示書の写し

イ 学校において事業に係る訪問看護（以下「対象訪問看護」という。）を受けることについて、当該学校の長の承諾を得たこと分かる書類の写し

(6) 利用の決定及び通知（第 7 条関係）

市長は、（5）の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、事業の利用を適当と認めたときは、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用決定通知書により、事業の利用を不適当と認めたときは、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用却下通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(7) 変更の申請（第 8 条関係）

ア （6）の利用の決定（（8）の変更の決定を含む。以下「利用決定」という。）を受けた者（以下「利用決定者」という。）は、利用決定された内容について変更

しようとするときは、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用変更申請書（以下「変更申請書」という。）をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。

イ アの場合において、訪問看護事業所等の変更にあつては当該変更に係る（５）アの書類を、学校の変更にあつては当該変更に係る（５）イの書類を添付しなければならない。

ウ 市長は、ア及びイに規定する変更申請書を受理した場合において、その内容を審査し、事業の変更を適当と認めたときは、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用変更決定通知書により、事業の変更を不適当と認めたときは、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用変更申請却下通知書により当該変更申請書を提出した者に通知するものとする。

(8) 報告等（第 9 条関係）

ア 市長は、事業の利用について必要があると認めるときは、利用決定者、学校の長又は訪問看護事業所等の長若しくは職員に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じることができる。

イ 利用決定者は、（３）の事業の対象となる者の要件を欠いたときは、遅滞なく市長に申し出なければならない。

(9) 利用決定の取消し等（第 10 条関係）

ア 市長は、利用決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用決定を取り消すことができる。

(ア) （３）の事業の対象となる者の要件を欠いたとき。

(イ) 偽りその他不正な手段により利用決定を受けたとき。

(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げるもののほか、利用決定を取り消す必要があるとき。

イ 市長は、アにより利用決定を取り消したときは、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用決定取消通知書により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(10) 費用の負担（第 11 条関係）

利用決定者は、事業を利用するときは、1 月当たり次に掲げる額の合計額の 100 分の 10 に相当する額（当該合計額の 100 分の 10 に相当する額が利用決定者について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 2 3 項の規定により支給決定等がなされた障害者のうち、同法第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等に入所するもの及び同法第 5 条第 6

項に規定する療養介護に係る同法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を受けたもの以外のもの（同項の規定により支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）とみなした場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条に規定する額を上回るときは、同条に規定する額）を負担しなければならない。

ア 1 月に受けた対象訪問看護について、対象児童等 1 人につき次に掲げる 1 回当たりの対象訪問看護を受けた時間の区分に応じ、それぞれに掲げる額の合計額

(ア) 30 分を超え、90 分以内の場合 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 67 号。以下「訪問看護の算定方法」という。）別表区分番号 01 の訪問看護基本療養費（I）のイの（1）に定める額に、月の 1 回目の訪問の場合にあつては同表区分番号 02 の訪問看護管理療養費の 1 のニに定める額を、月の 2 回目以降の訪問の場合にあつては同表区分番号 02 の訪問看護管理療養費の 2 のイ又はロに定める額を加えた額

(イ) 30 分以内の場合 アに掲げる額に 2 分の 1 を乗じて得た額

イ 訪問看護の算定方法別表区分番号 03 の訪問看護情報提供療養費の 1 に定める額

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

#### (2) 準備行為

この規程による事業の利用の申請及び決定その他の準備行為は、施行の日前においても行うことができる。

碧南市公告第●●号

碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業実施規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月●●日

碧南市長 小池友妃子

碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業実施規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、医療的ケア児の保護者の負担を軽減するとともに、医療的ケア児の学習環境の確保を図り、及び自立を促すため、医療的ケア児に対し、学校において医療的ケアに係る訪問看護を提供する碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されているものをいう。
- (2) 保護者 学校教育法第 16 条に規定する保護者であって、市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (3) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に規定する医療的ケアであって、短時間かつ定時の対応により終了するものをいう。
- (4) 医療的ケア児 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第 2 条第 2 項に規定する者医療的ケア児であって、児童等に該当するものをいう。
- (5) 学校 学校教育法第 1 条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (6) 訪問看護事業所等 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項に規定する病院及び診療所並びに同法第 89 条第 1 項に規定する訪問看護事業所をいう。
- (7) 訪問看護 訪問看護事業所等の看護師又は准看護師が行う療養上の世話をいう。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、碧南市とする。

2 市長は、この事業を適切に行うことができると認められる訪問看護事業所等に事業を委託することができる。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、学校に通う医療的ケア児（本人又は学校の職員等が処置できる医療的ケアのみを必要とする者を除く。以下「対象児童等」という。）の保護者とする。

(事業内容等)

第5条 事業は、教育課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第50条の規定により編成された小学校の教育課程及び同規則第72条の規定により編成された中学校の教育課程をいう。）の実施に際して対象児童等に対し、医療的ケアに係る訪問看護を提供するものとする。

2 前項の規定により提供する訪問看護の回数は、対象児童等1人につき1日5回を限度とする。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者は、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、あらかじめ教育委員会に提出しなければならない。

(1) 対象児童等の主治医が作成した医療的ケアの指示書の写し

(2) 学校において事業に係る訪問看護（以下「対象訪問看護」という。）を受けることについて、当該学校の長の承諾を得たこと分かる書類の写し

(利用の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、事業の利用を適当と認めたときは、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用決定通知書により、事業の利用を不適当と認めたときは、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用却下通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(利用決定の変更申請)

第8条 前条の規定による利用の決定（次条の規定による変更の決定を含む。以下「利用決定」という。）を受けた者（以下「利用決定者」という。）は、利用決定された内容について変更しようとするときは、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用変更申請書（以下「変更申請書」という。）をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、訪問看護事業所等の変更にあつては当該変更に係る第6条第1号の書類を、学校の変更にあつては当該変更に係る同条第2号の書類を添付しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する変更申請書を受理した場合において、その内容を審査し、事業の変更を適当と認めたときは、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用変更決定通知書により、事業の変更を不適当と認めたときは、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用変更申請却下通知書により当該変更申請書を提出した者に通知するものとする。  
(報告等)

第9条 市長は、事業の利用について必要があると認めるときは、利用決定者、学校の長又は訪問看護事業所等の長若しくは職員に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じることができる。

2 利用決定者は、第4条に規定する事業の対象となる者の要件を欠いたときは、遅滞なく市長に申し出なければならない。

(利用の取消し)

第10条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する事業の対象となる者の要件を欠いたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用決定を取り消す必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業利用決定取消通知書により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(費用の負担)

第11条 利用決定者は、事業を利用するときは、1月当たり次の各号に掲げる額の合計額の100分の10に相当する額（当該合計額の100分の10に相当する額が利用決定者について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第23項の規定により支給決定等がなされた障害者のうち、同法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等に入所するもの及び同法第5条第6項に規定する療養介護に係る同法第19条第1項に規定する支給決定を受けたもの以外のもの（同項の規定により支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）とみなした場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成

## 資料 2

18年政令第10号)第17条に規定する額を上回るときは、同条に規定する額)を負担しなければならない。

(1) 1月に受けた対象訪問看護について、対象児童等1人につき次に掲げる1回当たりの対象訪問看護を受けた時間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額の合計額

ア 30分を超え、90分以内の場合 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護の算定方法」という。)別表区分番号01の訪問看護基本療養費(I)のイの(1)に定める額に、月の1回目の訪問の場合にあっては同表区分番号02の訪問看護管理療養費の1のニに定める額を、月の2回目以降の訪問の場合にあっては同表区分番号02の訪問看護管理療養費の2のイ又はロに定める額を加えた額

イ 30分以内の場合 アに掲げる額に2分の1を乗じて得た額

(2) 訪問看護の算定方法別表区分番号03の訪問看護情報提供療養費の1に定める額

### 附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程による事業の利用の申請及び決定その他の準備行為は、施行の日前においても行うことができる。

協議事項ウ 碧南市私立高等学校等授業料等補助金交付規程の廃止について（庶務課）

1 廃止の理由

令和7年度、国の高校生等臨時支援（高等学校等修学支援事業費補助金）により、市長の重点政策に掲げた施策（高校授業料の無償化、所得制限なし・公立高校授業料見合い分補助）が実現したため、規程を廃止する。

2 施行期日

令和8年3月31日

碧南市公告第●●号

碧南市私立高等学校等授業料等補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

碧南市長 小 池 友 妃 子

碧南市私立高等学校等授業料等補助金交付規程を廃止する規程

碧南市私立高等学校等授業料等補助金交付規程（平成 3 年碧南市公告第 4 9 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

協議事項エ 碧南市部活動地域移行検討委員会設置規程の一部改正について（学校教育課）

## 1 改正の理由

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月22日付け7ス庁第1839号スポーツ庁次長・文化庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知別添。）が令和7年12月22日に策定され、令和8年4月1日から適用されるため、規程の一部を改正する。

## 2 改正の概要

### (1) 題名の改正

題名を碧南市部活動地域移行検討委員会設置規程から碧南市部活動地域展開検討委員会設置規程に改める。

### (2) 委員会の設置目的及び名称改正（第1条関係）

部活動の地域移行について検討を図ることを目的として設置された碧南市部活動地域移行検討委員会を部活動の地域展開について検討を図ることを目的として設置する碧南市部活動地域展開検討委員会に改める。

### (3) 所掌事務の改正（第3条関係）

碧南市部活動地域展開検討委員会の所掌事務を次のとおり改める。

改正後	現 行
部活動地域展開の構想及び計画に関する こと。 その他部活動の地域展開に関する こと。	市の学校における部活動の現状及び課題 に関すること。 部活動の地域移行に関する こと。 その他部活動について必要と認める 事項

### (4) 専門部会の廃止（第8条及び第9条関係）

所掌事務を分掌させるために設置していた専門部会を廃止する。

## 3 施行期日

令和8年4月1日

碧南市教育委員会告示第 号

碧南市部活動地域移行検討委員会設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

碧南市教育委員会教育長 小 澤 徹

碧南市部活動地域移行検討委員会設置規程の一部を改正する規程

碧南市部活動地域移行検討委員会設置規程（令和 5 年碧南市教育委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

碧南市部活動地域展開検討委員会設置規程

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 この規程は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和 7 年 1 2 月 2 2 日付け 7 ス庁第 1 8 3 9 号スポーツ庁次長・文化庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知別添。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、市の児童生徒にとって望ましい部活動の在り方、部活動の地域展開等について検討を図るため、碧南市部活動地域展開検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

第 3 条を次のように改める。

（所掌事務）

第 3 条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 部活動地域展開の構想及び計画に関すること。
- (2) その他部活動の地域展開に関すること。

第 8 条及び第 9 条を削り、第 1 0 条を第 8 条とし、第 1 1 条を第 9 条とし、第 1 2 条を第 1 0 条とする。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

協議事項オ 令和8年度職員の人事異動について（教育部）

当日資料のとおり